

2011.12.05：平成23年 区民環境委員会

○産業経済部長

おはようございます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災の対応に、被災地ともども翻弄されてまいりました平成23年、はや師走を迎えて、わずかで暮れようとしてございます。時の無常を感じているのは私だけではないということでございます。

本日の委員会でございますけれども、報告事項が9件、議題が5件でございます。大変盛りだくさんになってございます。慎重審査の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○農業委員会事務局長

それでは、農家の方が自家生産しました堆肥から放射性セシウムが出たという件でございますが、そもそも今回の東日本大震災に伴います原発の事故で、かなりの放射性セシウムが拡散されたわけでございますが、堆肥につきましては農林水産省のほうで1キログラム当たり400ベクレルという基準を設けまして、既に市場流通している堆肥につきましてはこの規制を満たすようなものが流通しているわけでございます。しかし、農産の皆さんが自家生産する堆肥につきましては、そのところが、まだ実際の程度の濃度があるのかというのがはっきりしておりませんでした。

そういうことから、今回、東京都がJA中央会と協力いたしまして、都下の市町村の農家の方にアンケートを出しながら、希望があれば堆肥の濃度ををはかるということを実施したところでございます。この堆肥につきましては、落ち葉、剪定した枝、あるいは動物のふんといったものを外部から持ってきてつくっているというような条件で調査したものでございます。

板橋区では、6件の農家さんが今回測定を行ったわけですが、そのうちの2件が400ベクレルを少し超えていたという状況でございました。これにつきましては、東京都のほうから、その堆肥を使わないということと、適正に処理をしてくださいという文書をこれから出すというお話でございます。

区といたしましては、その農家の堆肥置き場の放射線量がやはりちょっと心配でございましたので、職員ですが、その堆肥の上10センチのところを空間線量をはかりましたところ、毎時0.08と、それからもう一つが0.04ということで、ほぼ環境濃度と等しいというような値でございました。したがって、これは除染の基準にも該当せず、当面は東京都の指導に従って廃棄をしてもらうということで静観しているところでございます。

報告は以上でございます。

○委員長

次に、専決処分の報告について、理事者よりご説明願います。

○地域振興課長

それでは、専決処分の報告について、地方自治法第180条1項の規定に基づいて専決処分を行いましたのでご報告をいたします。

1番、事故の概要でございます。

ことしの1月10日午後1時ごろ、板橋区立グリーンホール2階ホールにおきまして、板橋区、あと町会連合会仲宿支部及び青少年健全育成仲宿地区委員会の共催により実施いたしました「成人の日のつどい」におけるパーティーが終了し、会場の後片づけ作業を行っていた際、舞台上に折り畳んであった金屏風が倒れて、そばにいた被害者の後頭部に衝突し、事故が発生したものでございます。

被害者は、町連の仲宿支部の宮元振興会からの推薦により、実行委員として従事していた方でございます。被害者は頭部挫傷、頸部・背部挫傷、右小指捻挫との診断を受け、本年7月末までに、延べ67日の治療を行ったというものでございます。

被害者の住所及び氏名につきましては、表記の記載のとおりでございます。

損害賠償額は、合計で52万2,030円でございます。内訳は、治療費4万6,130円、これは67日通院した分の実治療費でございます。文書料は1万500円、診断書2通分でございます。傷害慰謝料が46万5,400円というので、これにつきましては、通院期間と通院日数から算出した通院慰謝料というものでございます。

示談の成立日が、本年の10月5日でございます。

示談の処理といたしまして、区は、本件事故による治療費、文書料、傷害慰謝料を支払うこととし、あわせて、本件事故について何ら債権債務が存しないことを被害者と区が確認し、示談を交わしたものでございます。

支払いについては10月19日に行っております。なお、「特別区自治体総合賠償責任保険」によりまして全額が補てんされる予定でございます。

最後でございますが、今回の事故を受けての再発防止策として、準備や片づけ前に十分な打ち合わせを行い、危険な作業がないかをしっかりと確認をする。作業全般を見守る責任者を決め、作業中の危険を察知し、適宜指示を行う。作業については、基本的には複数で作業を行う。今回は、金屏風が片づけ作業の範囲内になれば事故の発生は未然に防げたと推測されるため、大きな物品については安全な場所への保管をした後、作業範囲内の安全確認後作業を開始することとする。本件事故について、事業に携わった関係者に周知し、また、他の地域にも情報提供を行い再発防止に役立てるという再発防止策を決定いたしました。

専決処分の報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、新・公益財団法人「板橋区文化・国際交流財団」について、及び新・公益財団法人「植村記念財団」については、同一趣旨の報告でありますので、一括して理事者よりご説明願います。

○文化・国際交流課長

それでは、資料のほう、2と打ってあるもの、3と打ってあるものを、恐縮ですけれども、同じようなもので混同するかもしれませんが、あわせてごらんいただければというふうに思います。

現在、板橋区におきましては、関連する財団法人3つが公益法人化の手続きを行っております。今、ご説明いたします2つの財団と、それから次第で言いますと7番にございます中小企業振興公社のほうが手続きを進めているところでございます。公益法人化につきましては、前回、このメンバーの方以前の区民環境委員会のほうに、

平成23年2月3日に3者の合同報告というような形で、公益法人化する手続を進めますよというご報告を一度させていただいているものでございます。今回の2つの財団をご報告する趣旨につきましては、この2つの財団と中小企業振興公社との公益手続につきましては、少し時間のずれと内容に差がございますので、ご報告させていただくものでございます。

まず、1番のところでございますけれども、変更点ということでございますが、これは同じように書いてございますけれども、公益法人化に伴い寄附行為、これは法律用語でそのままというふうに思っていただければと思います。定款（案）として、下記の対照表のとおり変更されるということでございます。（案）というふうにさせていただいておりますのは、実は、その次に書いてございますけれども、過日、2つの財団の評議員会及び理事会での議決を経たものでございますけれども、私どもの2つの財団は、来年、24年4月1日に認定を目指しているものですので、それがおきるまでは（案）という形で示させていただいているものでございます。そのような形で見ていただきたいというふうに思います。

公益法人改革の主な目的といいますのは、財団法人はご案内のとおり明治のときにできました民法によってつくられている団体でございますけれども、さまざまな経緯を経て、公益法人化にするにつきましては、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、これまでの主務官庁、国の機関等ですけれども、裁量権に基づく許可の不透明性等の公益法人・財団法人にかかわる諸問題を解決するというところで、改革の動きが出てきたものでございます。

また、公益法人は、公益に資する事業をしなければいけませんので、財団が行う全部の事業の半分以上が公益でないと認められないというような規定になってございます。そのような形ですので、名称、目的、事業につきましては、手続に合った公益事業が半分以上ありますよと、公益事業をやりますよというような内容に変更させていただいております。今回の公益法人化につきましては、主務官庁が東京都になりますけれども、東京都とも綿密に連絡を取り合いながら、目的、事業については文言整理をさせていただいたということでございます。ですので、寄附行為のときに比べますと、少し整理をさせていただいて、短くなっているのかなというふうに思っております。

それと1点、私どもの文化・国際交流財団のほうのお話をさせていただきたいんですけれども、事業のところには第4条と書いてございまして、右側の定款のところですが、スポーツ文化という言葉をつけ加えさせていただきました。これは、前回会期のときの総括質問でもございましたけれども、スポーツ事業の顕彰というものは、現在、文化・国際交流財団で行わせていただいているものでございます。全国大会に出て優秀な成績を獲得されますと、文化・国際交流財団のほうで一定の顕彰を年度で行っていたものなんですけれども、それが文化・国際交流財団という定款の中にきちんとうたわれていないと、公益法人化としては認めがたいというような判断もございまして、つけ加えさせていただいております。ですので、寄附行為のところにはスポーツ文化というのはなかったんですけれども、スポーツ振興課から財団のほうに強く要望していただきまして、財団のほうで、こうなりましたよということをご報告を受けているというものでございます。

そのほか、評議員の構成・選任とか、条文の番号といいますか、数字は違うんですけれども、この変更につきましては法律に沿った手続の中での整理ということになってございますので、ほぼ似たような形で文化・国際交流財団、植村記念財団ということでさせていただいております。

主なポイントといたしましては、評議員あるいは理事のガバナンス強化と言われているんですけれども、機能を明確化して文章化しているということがございますので、人数も少しコンパクトにさせていただいて、こちらのような規定にさせていただいているという報告を受けているところでございます。

裏面をめくっていただきまして、今後のスケジュールということでございます。

それぞれ独立した財団ですので、同じような形で手続のほうはしておりますけれども、植村記念財団のほうが一歩リードした形になってございます。既に東京都の審議を終えまして、ほぼ移行については合格点ももらっているというふうに、その報告について私どもは認識をしているということです。文化・国際交流財団につきましては、今、ご報告をさせていただいているような評議員、理事のほうで申請内容がほぼ固まりましたので、それについて今後審議をしていただくというような段階になってございます。

資料2の裏面の一番右の下のところ、東京都の進行予定というふうに書いてございまして、ここは具体的に日付も書いてございますけれども、東京都のほうの都合がございまして、12月22日に本審査ということで、全体の審査をしていただく予定だったそうなのですが、ここがちょっとおくれるというような情報が財団のほうに入っているということでございます。資料で大変申しわけないですけれども、ここは日付的には違う日付でやる予定になっております。

いずれにいたしましても、両財団は4月1日認定を目指して、これからも東京都と連携をしながら進んでいくということでございます。

なお、両財団とも、先ほども申し上げましたけれども、ちょっとしつこくなりますが、今までやってきた事業をそのまま継承する形で、より透明性の高い運営をしてみたいというような形で邁進していこうというふうにそれぞれの目的に対して思っております。

説明については以上でございます。

○委員長

続きまして、スポーツ振興課長からご説明願います。

○スポーツ振興課長

植村財団について、1点だけ補足の説明をさせていただきます。

資料3のおもての表のところの事業のところでございますけれども、第4条のところ、寄附行為のところでは植村冒険館の管理運営、それから(3)の植村直己の業績及びこれに関する資料等の調査・研究がございまして、定款のほうにはこちらは省略されてございますが、こちらにつきましては事業がなくなるわけではありまして、引き続き事業は同じで、ただ文言整理ということで、こちらの1番の植村直己の業績についての展示・公開に関する事業にまとめたというものでございます。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

1点だけ確認。

50%以上が公益の事業だと。公益の事業以外は、50%以下であればできるはずなの。内容はどんなものなのかというのを、具体的に教えていただければと思います。

○文化・国際交流課長

勉強したのが去年ですので、変わってはいないと思いますけれども、一般的に言いますと、収益事業、要するにもうかる事業をやっても、それが50%未満であれば、そのお金を赤字のところに戻せるというふうに私としては理解をしているところでございます。この2つの財団は、ほとんど実入りのある事業をできていない状況ですので、これは今後の課題ということで財団も認識しているということでございます。よりとんとんな事業をしていくような形でやっていこうというふうに思っていますけれども、公益事業以外の事業ということであると、収益事業というのが具体例として挙げられるというふうに思います。

○はぎわら洋一

だから、もうけてもいいんだよね。その確認。しっかりもうけてもらいたいというのがあるわけ。頑張ってもらいたい、補助金をいっぱいもらってもいいんだけど、もらわないのか、独立していく内容になるんでしょうけれども、しっかり頑張ってもらいたいなという気持ちがあって、再確認でございます。

○文化・国際交流課長

はぎわら委員おっしゃるとおり、そのことにつきましては、区からも財団にお願いをしているところでございます。収益事業は可能ですので、その分につきましては区も支援をしながら、車の両輪というふうに思っておりますので、頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員長

次に、区立小豆沢体育館プール棟増築の概要について、理事者よりご説明願います。

○スポーツ振興課長

それでは、区立小豆沢体育館プール棟増築の概要につきましてご説明申し上げます。

資料4をごらんいただきたいと思います。

小豆沢体育館プールにつきましては、屋外プールとして昭和43年4月に開設いたしましたが、老朽化のため平成20年度から休止をしております。今回のプール棟増築につきましては、室内温水プールとして整備するとともに、武道場もあわせて設置するものでございます。

初めに、1の敷地概要でございますが、所在地は小豆沢3の1の1、敷地面積は1万3,917.26平方メートルです。

2の地域・地区は記載のとおりでございます。

3の予定工期でございますが、平成24年12月から平成26年6月までの19か月間を予定してございます。

4の計画案概要でございますが、設計者は久米設計、施設概要は、建設面積約2,220平方メートル、延床面積約3,530平方メートルでございます。

施設設備等につきましては、地下1階地上3階でございまして、室内に段差がなく、地下1階から地上3階までエレベーターを設置したバリアフリー仕様となっております。詳しくは、後ほど図面のほうでご説明を差し上げます。

建物の高さは約19.8メートルでございます。

なお、現在設計中のため、これらの仕様につきましては、今後、一部変更になる場合がございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただきまして、2枚目をごらんいただきたいと思います。

図面下の地下1階をごらんいただきたいと思います。

初めに、プールでございますが、一般用と子ども用の2つのプールを設置してございます。一般用プールでございますが、25メートル掛ける6コース、プールの上にありますのは、高島平温水プールと同様のスロープでございまして、車いすのままプールサイドからプール内に入れるようになってございます。子ども用プールにつきましては、13メートル掛ける6メートルでございます。

また、長年にわたりまして障がい者団体の皆様からご要望いただいております、障がい者専用の更衣室を設置してございます。ちょっと図面が小さいため見づらくて申しわけないんですが、図面下にありますのが障がい者専用更衣室でございまして、更衣室を2室設置してございます。また、更衣室の右側にありますのが、障がい者専用のだれでもトイレ、その上にありますのが障がい者専用のシャワーとなっております。この更衣室の設置によりまして、着がえからトイレ、シャワーまで、すべてこの更衣室内で行えるようになってございます。

このほか、一般用の更衣室、多目的ロビー、外からの光を取り入れる光庭、受付、トイレ、だれでもトイレを設置してございます。

次に、1階をごらんいただきたいと思います。

1階につきましては、エントランス、受付、プレイルーム（談話室）、観覧ロビー、事務室、医務室、トイレ等を設置してございます。

また、すみません、もう1枚おめくりいただきまして、下の2階をごらんいただきたいと思います。

2階につきましては、主に剣道等で使用する板張りの第2武道場、広さは14.56メートル掛ける14.56メートルでございます。そのほか、更衣室、指導員室、ロビー、用具庫等がございます。また、右のプールの屋上部分でございますけれども、こちらは芝と低木によりまして屋上緑化とする予定でございます。楕円の線のようなものがあると思いますが、こちらは歩道でございまして、屋上の緑化の部分を散策できるようになっております。

次に、左上の3階でございますけれども、主に柔道や空手などで使用する畳敷きの第1武道場がございます。板橋区柔道連盟からの要望によりまして、公式試合ができる128畳となっております。更衣室等は2階と同様でございます。

最後に屋上でございますが、約10キロワットの太陽光パネルを設置する予定でございます。

なお、施設の概要につきましては、今月、12月から1月にかけて志村坂上地区の町会長会議を初め、近隣にお住まいの方々、板橋区体育協会、それから水泳連盟、武道関係の連盟、障がい者団体の皆様にご説明をして、ご意見をお聞きしていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

設計のほうで、この前言えばよかったんだけど、設計のことになると、一言だけ言っておきます。

障がい者用更衣室から出て行って25メートルプールに入るときに、子ども用プールの横を通過して、動線を通って、スロープで入っていくでしょう。それを逆転して手前にすれば、子ども用プールと障がい者用の車いすがクロスしないで済むのかなというふうに思って、設計の段階で多分そういうことも当然やっていると思いますので、下に来るとのことね。そうすれば、ずっと障がい者と子どもたちががちゃがちゃ、避けるということができるのかなと、動線的によ。更衣室からすんなり行けるといふ、そういうふうにしたので、久米設計のほうに言ってみてくれますか。

○スポーツ振興課長

今、いただきましたご要望につきましては、設計会社のほうに伝えて検討させていただきます。

○委員長

次に、中小企業振興公社改革と今後の産業振興施策のあり方について、理事者よりご説明願います。

○産業振興課長

それでは、資料5に基づきましてご説明させていただきます。

先ほど、文化・国際交流財団、植村記念財団から報告がございましたけれども、基本的には公益法人制度改革というものがございまして、これによって板橋区中小企業振興公社も新たな財団に生まれ変わるということがございます。ただ、先ほどの2財団と異なっておりますところは、実は、区の産業振興施策ということで、現在、社会経済情勢の変化等ございまして、中小企業等が置かれている現状は非常に厳しい。区政といたしましても、地域経済の活性化が必要不可欠、喫緊の課題であるという認識のもとに、公益法人制度改革にあわせて、区の産業振興施策を強化・拡充していこうということで、現在、見直しをしているということで、今回、ご報告させていただきます。

まず、1番の背景、2番の基本的な考え方、これにつきましては、これまでの状況説明でございます。

背景のところの1行目で記載させていただきましたように、平成17年に板橋区といたしまして産業活性化基本条例、これを施行いたしました、これを機にこのときから、さらに一層力を込めて区内経済の活性化を目指し、産業振興に力を注いできたということがございます。ただ、そうはいいましても、世界的な規模での不況があったり、円高であったり、中小企業がさまざまな荒波にさらされているというような状況がございますということで、背景を記載させていただきました。

2番は基本的な考え方でございますけれども、これも、これまで条例制定以降の考え方について改めて記載をさせていただきますもので、これについては説明を省略させていただきます。

次の3番のあり方見直しに当たっての視点ということでございます。

ここでは、冒頭に、ただいまご説明しましたように、2点の意味から見直しをしているというものでございます。

(1) が特例財団法人板橋区中小企業振興公社の公益財団化ということで、先ほどの2財団と同じことでございます。これについては、次の裏面に進んでいただきまして、この公益法人制度改革にあわせて、板橋区としては、この後ご説明しますように、公社機能の強みを生かした事業展開、それとこれまで実施しております区の産業施策の一体的な推進体制の強化を図るために、公社の機能強化・拡充を図ることとしたということでございます。

(2) がもう一つの見直しの理由でございまして、区・公社の役割分担の明確化による産業振興施策推進体制の再構築でございます。産業界を取り巻く環境変化は種々多様であります。一面的な産業支援策では十分に効果が発揮することができません。区が主に担うべき計画的及び産業界全体を活性化するような事業、公社の長所である機動性や柔軟性を生かした個別的事業の相乗効果によりまして、地域経済の新たな活力を生み出していくこ

とが重要であるという認識に基づきまして、今回、既存事業の実施主体の変更を含む区の推進体制について見直しを行うというものでございます。

大きな4番が公益法人制度改革への対応と今後の公社のあり方ということで、ここからが本題というところでございます。1)が産業支援を財団、中小企業振興公社でございますけれども、これが担うことによる、これまでよりも優位と考えられるポイントを列挙させていただきました。

1)が、変貌する経済・社会情勢に応じた機敏かつ柔軟な対応、2)では、行政では限界のある個別企業への積極的・継続的な支援、3)が、企業誘致に関する不動産情報であるとか企業の新製品情報、これらをメディアを通じて発信、4)専門人材を確保することによる専門性の蓄積及び事業へのフィードバック、それから板橋区内だけで完結しない問題がございますので、近隣エリアを含む事業展開等々ということでございます。6)が指定管理者としての可能性でございますけれども、先ほど2財団のところ収益事業といったこともございました。やはり今後は収益の確保というものを考えていかなければなりませんので、こういったことも視野に入れて検討を進めていくべきであろうということで記載をさせていただいております。7)が同じように収益事業の開拓、収益を活用した新たな事業展開、8)としましては、これは以前からも公益法人会計ですので、区の会計とは全く別でございます。民間会計基準によるコスト意識の向上が図られる。9)はメリットとは言えないんですけれども、今回の制度改革は財団の独立性を高めるということが主眼になっております。このため、一方ではそれによって区との協調・連携関係が薄れるということがございますので、逆にこの際、区との協調・連携関係、先ほどの文化・国際交流財団の説明でもありましたように、区の施策との車の両輪の関係で施策の効果を図っていくということで、そういったところも見直しの対象としているということでございます。

(2)が公益財団化の選択ということで、先ほど説明の中で、3財団とも公益財団化を目指すということで一致してございまして、その補足説明になります。

1点目が、公社の使命ということで記載をさせていただいております。アンダーラインを引かせていただきましたけれども、国内外を取り巻く環境や構造の変化に対応できる地域の産業基盤の強化と企業の経営力・技術力向上に向けた支援を通じて、区内中小企業等の振興と勤労者福利の向上を図り、豊かな地域社会の発展に貢献することであるということで、最後の豊かな地域社会の発展に貢献するというところが、今回、公益財団として変わっていくために、これまでの寄附行為には記載がなかった部分でございます。あくまでも地域社会の発展に貢献する法人なんだということやうたっていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目については、一般財団と公益財団がありますよという説明でございますけれども、一般財団というのは自由度が高まるということで、区が出資する財団としては適当ではないだろうということで、3財団とも公益法人ということで選択をしたところでございます。

3つ目の黒ポチのところです。中小企業振興公社におきましては、昭和52年以後、存立しておりますけれども、従来やっていた保証業務の残りの業務があるという部分と、それから先ほど申し上げましたように、財団としてのメリットを生かすことによって、さらにきめ細やかな産業支援ができるだろうということや、メリットを活かす意味からも、廃止ではなく公益財団化を目指すこととしたということでございます。

最後のところも、くどいようですけれども、なぜ公益財団かということをご説明させていただいているものでございます。東京都に置かれる第三者委員会で公益性を認定していただく必要がある、それらをすべて公表しながら事業を進めなければいけないということで、透明性の確保も図られるということで、公益財団法人を目指すというものでございます。

次のページにいていただきまして、(3) 公益財団法人の特徴ということで、ここにつきましては、先ほど別の財団のご説明がありましたので、説明は省略させていただきます。主に4項目のいろいろ特徴があるということでございます。

(4) が、区から公社に移管する主な事業でございます。括弧書きで、公社機能を生かし、さらなる発展が見込め、同時に公益目的事業として認定ができる事業ということで、これまで区が実施していた事業の一部を、平成24年度、新年度に公社に移していこうといったものでございます。

1)2)3)とございますけれども、1)は、事業者との個別の関係強化・継続した支援によって高い効果が期待できる事業ということで、行政として継続した支援ということは難しいというのがございます。例えば、先ごろ産業見本市がありまして、その中で製品技術大賞というような賞を発表いたしましたけれども、通常ですと、発表して、一回広報して終わってしまうというようなことがございますけれども、そういった製品を引き続き全国あるいは海外にも売り込んでいくような支援体制ができるだろうということが、一つ主眼になってございます。

2)が、個別事業者に対する経営革新支援等を通じて、企業の競争力の強化・発展をめざす事業ということで、これも、要するに1社の経営改革を進めるということは、その企業にとっての利益につながります。したがって、通常では一つの特定の事業者を支援し過ぎるといいますと言葉があれなんですけれども、行政としては一定のところまで踏みとどまらざるを得ないということがございます。あくまでもその企業が厳しい競争に打ち勝つような力をつけていくために支援を続ける、継続して続けることができるというような事業を記載させていただいております。

3)が、将来の広域化により、一層の発展・発信力の強化が見込める事業ということで、何分、先ほど申しましたように、板橋区内だけで完結するような事業というのは現実にはないわけございまして、近隣地の産業集積を活用したり、例えば埼玉県であるとか、もっと広域な、例えば東北地方、あるいは浜松であったり、いろいろな産業集積地との連携関係等も出てきます。こういったところとも一層の連携強化によりまして、受発注機会の拡充につながるであろうという事業は公社がふさわしいだろうということで、履行を進めていきたいというふうに考えております。

その他、専門セミナー等、講座参加料等の一定の収益を見込める事業ということで、通常、例えばセミナーの講師などを招く場合も、区ですと一定の基準がございまして、余り経費をかけられない。せっかくすばらしい中小企業経営者等がいらっしゃっても、区の財政のもとでは、平たく言うと、基準がありますので余り多額の経費はかけられない。そのかわり、公社であれば、十分な参加費をいただきながら、本当に聞きたいような講師を呼んだりということが出来ますので、この辺は、先ほど収支とんとんというような事業の説明がございましたけれども、それと同じように、中身の拡充を図ることができるだろうということで考えてございます。

次に移っていただきます。

(5) です。これは、近い将来に事業化を見込める新たな自主事業として、こんなことが見込めるのではないかとということで、現状で想定した事業を1)から6)まで記載させていただいております。

1)は、地域や業種ごとの中小企業の連携によるサプライチェーン構築支援ということでございます。これは、今、喫緊の課題としましては、防災面の関係がございまして。実は業務継続計画等を中小企業でもなるべくつくりなさいというのが、今、流れになっておりますけれども、小規模事業者にとっては、単独でそういったものをつくることは不可能ということがございます。では、どういう方法があるかと申しますと、遠隔地の同業者とあら

かじめ連携をつくったり、そういった関係で、万が一被災したときにも、業務をお互いに補完し合いながら継続できるというような課題が出てきておりますので、そういったものにも取り組んでいこうと。

2)としましては、これは説明が繰り返しになりますが、継続した経営革新支援による経営基盤の強化と人材の確保・育成ということです。

3)が海外への販路拡大支援ということで、実際に区内企業といえども、非常に海外に展開する事業者が多くなってございます。現在は東京都の中小企業振興公社等が窓口になってございますけれども、それを二重にやるという意味ではございませんで、まず身近な区で相談できる体制をつくっていく必要があるのではないかとということで、こういった課題を掲げさせていただいております。

4)が、地域課題やニーズをとらえた情報の発信や相談・マッチング支援。

5)が、新たな成長産業を発掘・育成するための基金事業等の手法の検討。

6)として、その他、公益性を侵害しない範囲での収益事業の開拓ということで、ここでは公益性を侵害しない範囲と記載させていただきましたが、公益事業なら何でもありということではもちろんございませんで、あくまでも定款に記載される中小企業等の支援に通じるものでなければならないということで、公益性を侵害しないということをうたっているものでございます。

(6)が、公益財団の移行スケジュールでございまして。さきほどの2財団につきましては平成24年4月がめどということですが、中小企業振興公社におきましては、ただいま申し上げましたように、事業内容の拡充の部分がかなり大きな比重を占めると。したがって、平成24年度の予算案、事業計画案が固まらないと申請ができないという状況がございまして。したがって、他の2財団に比べておおむね6か月おくれで現在進んでいるというところで、年明けの1月には新定款案の決定を理事会、評議員会で決めていただこうと、それから、3月には区の予算とリンクしますけれども、区の予算が固まった段階で公社の新年度予算あるいは事業計画等が決まるという状況、これをもって4月には公益財団法人の認定を東京都に行う。審査期間がおおむね6か月と言われておりますので、平成24年の秋に公益財団法人として認定される予定ということでございます。

(7)が公社における移行準備状況ということで、これはただいまのスケジュールのところでご説明したとおりでございます。

(8)が移行後の公社のあり方ということで、3)まで記載をさせていただいておりますけれども、1)の使命につきましては、先ほどご説明しております。ダブリますので省略させていただきます。ここでは、公益財団法人として区の産業支援、産業施策を区とともに拡充していくということで、現在、公社では名称の変更を検討してございます。これまで板橋区中小企業振興公社ということで、かなりとらえようによっては限定的に解釈されるような財団名でございましたけれども、先ほど申し上げましたように、公益性を持ちながら幅広い事業を展開していこうということがございますので、名称を現在検討中でございますが、板橋区産業振興公社ということで、この機会に変更していくことを検討しているということでございます。

2)が、区と区議会との関係ということでございます。これは公社機能を生かした収益力の強化によって自主財源の確保を目指しつつも、区の産業施策を補完する側面からは、今後も一定の補助金に依存した事業展開とならざるを得ない。このために、予算編成や職員配置の考え方及び予算・決算時の議会報告等はこれまでと同様に行うこととなります。一方、新公益法人制度のもとでは役員人事等の独立性が高まるということから、区との協調・連携関係について見直し・強化を図っていくということでございます。

3)が、中・長期の経営計画でございます。公益財団法人として事業の拡充を図っていくということでございますけれども、そもそも制度改革の要請では、単なる区からの派遣職員に依存するだけでなく、しっかりとプロパー職員を養成・育成して、しかも独自財源を活用した自主事業を拡充していくことが求められるものでございます。ただ、そうはいいまして、収益事業をすぐにふやすことも現実的には難しいわけでございますので、中長期の中でそれを達成していこうということでございまして、具体的な拡充施策についての検討は、区移管事業の公社のメリットを生かした事業内容の深掘り、あるいはブラッシュアップを行いつつ、以下のスケジュールにより進めていくということで記載をさせていただいております。

平成24年4月には、これまで委託で実施しておりました企業活動コーディネーター、あるいは保証業務に関しての調査役、勤労者福利共済事業の従事者の職員化、これまでの委託から職員にする。公社のメリットを生かした個別事業ごとの収支バランスの改善を含む事業の深掘り化あるいはブラッシュアップの継続的取り組み、そしてその後、プロパー職員配置と一体となった新規事業の検討をしていきたいということでございます。

その後、平成25年度以降のことについてちょっと記載をさせていただいておりますけれども、現在、区の産業施策は、産業振興構想、これは平成17年に策定したものでございますけれども、この10年間の計画に基づいて実施してございます。ただ、この段階では中小企業振興公社の事業ということで、余り記述が踏み込まれていませんけれども、今後の産業振興構想では、新たな公社が行う事業についてもこの中に記載をして、区と一体の方向性を示していこうというふうに考えているところでございます。

5番が公益財団移行後の区の産業振興施策、重点化項目と書いてございます。先ほど来、公社への事業移管ということを申し上げましたけれども、それだけでは拡充になりませんので、右から左に事業を移しただけになりますので、区として今後重点化を強化していかなければならないということで、(1)と(2)を記載させていただきました。

(1)が、産業政策の企画・立案機能の強化でございます。

これがもともと区として弱いのではないかと、いろいろ調査機能であるとか、議会からもご指摘をたびたび受けてございますけれども、改めてこの機会に区の戦略課題や重点課題の解決に向けた施策の検討・計画化について、組織として力を拡充していきたい。

2)は、地域活性化、まちづくりの視点による総合的な産業支援策の企画・立案。

3)が、国や都、その他中小企業支援を目的とした公私の機関等と連携した施策の研究、あるいは相互協定等の締結、その後続く施策の具現化の検討をしていきたい。

それから、4)はその他の機能としまして、公社事業を含む事業の評価・検証機能の強化ということで、PDCAサイクルを回して事業の見直しを行いながら、新規の施策も検討していこうということでございます。

(2)は、公社との事業調整機能の強化ということで、区と公社が一体となることで相乗効果を生み出すと考えられますので、公社との連携をもたらす位置づけをはっきりさせたいということで、1)2)3)を書いてございます。

1)が事業仕分けを含む役割分担調整及び事業検証、2)が予決算・人事等、区の関係部署との連絡調整、3)が公社事業の産業振興構想との事前調整・連携の調整ということです。

長い資料になりましたので、重複する部分がございますけれども、そういった方向で現在、新たな公社のあり方、その後の区の産業施策の強化の視点について、現在検討中のところをご報告させていただいたというものでございます。

報告は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

1点、僕も要望みたいになっちゃうかもしれないんですけども、最後のPDSの社会貢献という部分で、毎回言っている過渡的雇用というか、そういうものを組み込める、もうけてもらわないと困るんだけども、きちっとそういう人も使えるようなシステムを、当然組み込むと思うんですけども、そういうものを忘れないようにしてもらいたい、要望です。

○委員長

次に、板橋区一般廃棄物処理基本計画（第3次）素案について、理事者よりご説明願います。

○清掃リサイクル課長

それでは、お手元の資料、板橋区一般廃棄物処理基本計画（第3次）素案についてご説明いたします。

まず、今回の一般廃棄物処理基本計画につきましては、見直しを進めていますということで、11月16日の委員会でご報告させていただきました。その後、資源環境審議会の清掃リサイクル部会で、中間報告につきまして、計画素案として継続で検討してまいりました。その結果がまとまりましたので、それについてご報告させていただきます。

まず、1番として、計画の性格・期間でございます。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定される区内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理についての計画で、計画期間は平成24年度から33年度までの10年間とし、27年度を中間目標年次としております。平成24年度から平成33年度までですと、本来であれば27年度は中間目標年次ではないんですが、現在生きている現行計画、第2次は27年度が最終年度になっておりますので、そのため、今回、27年度を中間目標年次とさせていただきます。

続きまして、2番の計画の基本理念・数値目標でございます。

本計画の基本理念は、第2次計画の「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』を実現する」を引き続き掲げ、2つの達成目標及び6つの基本方針についても踏襲していきます。なお、数値目標については、以下のとおり新たに目標を設定いたしました。

まず、(1)として中間目標（平成27年度まで）について、1)から3)まで書いてありますが、これにつきましては、本編の中では、シナリオを2つ用意しております。まずAとしての平成27年度までのシナリオと、28から33年度までのBというシナリオを用意してあるんですが、それについて実施していくという前提になるわけですが、1)として、平成16年度比で総排出量削減率は17.1%として設定させていただきました。ちなみに、

平成22年度はごみ削減率が10%でしたので、目標自体が27年度が2%でも、22年度の時点で達成しておりますので、これについてはさらに高い目標を掲げたものでございます。

2)として、平成16年度比でごみ減量率23.9%ということで、これについては、27年度の現行の目標が10%で、今、22年度でもう10%を超えておりますので、同じく目標を高くさせていただきました。リサイクル25%につきましては、22年度で18.5%ということで、まだ目標に達している状況ではございませんので、その数値を踏襲させていただきました。

(2)の最終目標、いわゆるBのシナリオに基づいたものでございますが、それによりますと、まず1)としては、平成16年度比で総排出量削減率23.8%、2)としてごみ減量率32.5%ということで、これについては本編のほうでも触れているんですが、もし現在の取り組みをそのままやっていったらどうなるかという試算と比較しますと、7.3%、33年度ではアップするというようになっております。また、リサイクル率が28%ですが、もし現在の取り組みをそのままやっていきますと19.7%ということで、ポイントとしても8ポイント、33年度にはアップするというような試算になっております。

具体的にどのような施策をやっていくのかということになるわけですが、それについては3番に重点施策として掲げております。

まず、第2次計画の進捗状況を点検・評価した結果という形で文章上記載されておりますけれども、第2次計画については事業系ごみの抑制と家庭ごみの有料化、廃プラスチックの取り扱いの3点が掲げられておりました。それを評価・検討した結果、廃プラスチックの取扱いはさらに継続し、また家庭ごみ有料化に向けた取り組みも同じく継続するというので、新たに、新たなごみ減量施策の検討・推進ということで、事業系ごみの抑制を含んだ考え方をここで出させていただきました。この3つです。廃プラスチックと家庭ごみの有料化と新たなごみ減量化、これらを主要課題として、その対策を以下のとおり重点施策として位置づけて、計画期間において早期展開を図るということにしました。

まず、重点施策が(1)から(8)までございますが、主なところをさっとここで説明させていただきますと、(1)としての重点施策、トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加しますということで、これについては本編の48ページで触れております。まずは区民にとって分別の方法等が比較的わかりやすいプラスチック製容器包装、例示としてはトレイ・ボトルになっておりますけれども、現行の拠点回収はやはり維持することです。集積所回収における新たな分別対象品目に追加するという考え方でございます。

2番目の重点施策としては、家庭ごみ有料化についての調査・検討の継続ということです。これについても、本編のほうでは48ページで触れております。家庭ごみ有料化は、ごみ減量に関する施策のすべて行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合などに、ごみ減量を目的として取り組みの是非について判断する最終手段としてとらえ、今後も引き続き調査・検討を行っていきますということで、家庭ごみ有料化については調査・検討ということで、現時点は考えております。

続きまして、裏面になります。

(3)重点施策3、生ごみの減量・資源化施策の推進でございます。これについては、本編49ページで触れております。大きく分けると3つの取り組みがこちらに書いてありますけれども、家庭内での水切り励行の促進、コンポスト容器等による家庭内処理の促進、地域・学校等と連携した小さな循環づくりの可能性の追求ということで、この3つの取り組みを主な取り組みとして上げさせていただきました。

4番目としては、紙類の資源化施策の推進でございます。これについては、3つほど書いてありますけれども、可燃・不燃のごみの中に紙類が実際にはかなり含まれておりまして、紙類のかなりの部分を雑がみが占めております。そういう意味では、1)にありますように、区民にわかりやすく取り組みやすい雑がみ類の分別排出方法の導入・周知ということを掲げさせていただきました。なお、これについて、清掃リサイクル部会でも、具体的にどういうふうに出すんだろうとか、さまざまな議論はあったんですか、これについても十分検討した上で、もし実施するとなればしっかりした周知が必要になるうかと思っております。

2)でございます。板橋かたつむり運動(3R)の積極的な展開や出前講座の充実等、効果的な普及啓発ということで、私ども、ただ区役所においてホームページで情報発信したり、また広報いたばしだけの情報発信では十分じゃないと思っております。実際に現場に行き、区民の方にいろいろお願いし、また知っていただく、そういったことが必要だと思っております。

3)集団回収の維持・発展への取り組みでございます。これにつきましては、古紙等集団回収が行政回収を相当上回っております。これは大変喜ばしいことだと思っております。区民の皆様にご協力いただいて集団回収はしっかり維持し、また今後発展させていけることが何かないか、そこら辺はしっかり考えていく必要があるかと思っております。

(5)でございます。販売店と連携した取り組みの推進として、4つほど書いてありますけれども、「いたばしエコ・ショップ制度」の強化ということで、エコ・ショップにつきましても、現在、認定基準等はあるんですが、その認定基準についても、最近のいろいろなエコの製品だとか取り組みが、かつてはかなり先進的な取り組みが今は普通にやられておりますので、そこら辺を含めてしっかり見直し等をしていきたいと思っております。続きまして、イベント等の展開、店頭回収活用の普及啓発、商店街による取り組みの推進でございます。

6番目としては、地域単位・居住単位の取り組みの推進でございます。これは50ページに書いてありますが、1)2)として、まず1)が地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実ということでございます。また、2)として単身アパート等の分別徹底対策ということで、ここら辺については清掃リサイクル部会で、板橋区の中にかなり単身のアパート等がふえているんじゃないか、またそれに対する指導が必要なんじゃないかというようなところの意見がありまして、ここら辺を盛り込んでいるところでございます。

(7)でございます。重点施策、事業系ごみ対策の推進でございます。これについては2つ書いてありますけれども、本文は51ページになります。事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底、多様な資源回収ルート確保ということで、ここら辺についてもしっかり考えていきたいと思っております。

(8)でございます。リサイクルプラザを拠点とした取り組み等の推進でございます。リサイクルプラザを拠点とした各種取り組みを充実させるとともに、区民活動を活性化させるための仕組みづくりを進めますということで、リサイクルプラザについても指定管理者になっておりますけれども、指定管理者独自の民間のそういったノウハウ等を活用して、今以上にリサイクルプラザを拠点として、区民活動を活性化させていきたいと思っております。

最後に、4として公表・パブリックコメントの実施として、計画の素案については広報いたばし12月10日号で発表し、同月26日までパブリックコメントの意見募集を行います。なお、今後、資源環境審議会で最終的にパブリックコメントの意見を受けた最終答申をお示しさせていただきます。来年の1月25日の委員会には、また改めて報告させていただきます。その後、答申の作成、計画等になりますが、最終的な計画については、3

月は委員会等がございませんので、発表できるチャンスがございませんので、4月の委員会で最終的なものをお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○委員長

次に、宮城県女川町の災害廃棄物の受入処理について、理事者よりご説明願います。

○清掃リサイクル課長

それでは、お手元資料7をごらんいただきたいと思います。

宮城県女川町の災害廃棄物の受入処理についてご説明いたします。

平成23年11月24日、宮城県女川町の災害廃棄物が都内の清掃工場において円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を特別区長会、女川町、宮城県及び東京都で締結いたしました。

受入処理の概要は下記のとおりでございます。

まず、経緯でございます。

23年10月の特別区長会において、宮城県女川町、宮城県及び東京都から、女川町の災害廃棄物の受け入れについての要請がございました。特別区長会は、被災地の状況に鑑み、復興を全力で支援する観点から、女川町の災害廃棄物を受け入れることとし、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で処理することといたしました。

なお、女川町が8、9月に実施した同町の災害廃棄物を焼却した際の災害廃棄物、焼却灰、排ガスの放射能測定結果を清掃一組で評価したところ、同組合の通常ごみ焼却時と同程度であることを確認したが、品川及び大田清掃工場で試験焼却及び結果の評価を行った後、全清掃工場を受入処理を開始することとなっております。

2番目として、23区内で処理する災害廃棄物ということで、ここはどんなものかというところでございます。

まず、搬出場所は、宮城県女川町石浜ということで、女川町の災害廃棄物の破碎選別場に実際には既に集積されております。

また、廃棄物の種類と量でございますが、可燃性廃棄物、基本的には木くずを中心としたものでございます。木くず等です。量は5万トンとなっておりますが、これ、市町村会と特別区長会で5万トン、5万トンで、新聞ではもしかしたら10万トンとなっているかもしれませんが、23区では5万トンということでございます。

搬出期間、予定でございます。23年12月から25年3月までということで、運送方法については鉄道貨物輸送ということで、実際には、現地でコンテナに積んで、それを駅に持って行って、鉄道貨物で持ってきて、さらにまた陸上を輸送するというところでございます。

処分方法でございます。これは、通常、現在行っている23区内清掃工場と同じ焼却処分を行うものでございます。

3番の今後のスケジュールでございます。

試験焼却実施について説明を品川区、大田区でやると聞いております。品川区では12月13日に行うと聞いております。大田区が12月7日と聞いております。その後、品川、太田清掃工場試験焼却を行って、12月中旬には行うということで、その後、その結果を分析、評価して、公表になるのが1月中旬ということで、基本的にはこのデータには特に問題ないと考えておりますので、その後、各清掃工場における受入処理に関する説明を行

い、受け入れ開始をするということで、現在、板橋区でいつ行うかについては、まだ詳細は決まっております。2月ごろではないかと思っておりますが、決まり次第、広報いたばしやさまざまな媒体を通じて皆様にお知らせしたいと思っております。

焼却処理の方法でございます。

通常の可燃ごみと廃棄物をバンカ内、いわゆる焼却するまでごみを一時的にためておく場所があるんですが、トラックから落として深い穴のようなところ、そこの中に落とし込みます。攪拌した後、焼却するということで、焼却灰については、これまでと同様に、中央防波堤で埋め立て処分をする予定でございます。

5番の試験焼却及び本格実施における環境測定でございます。

試験焼却に当たっては、清掃一組が策定した災害廃棄物試験焼却実施要領により、現状の運転監視と同様に、清掃工場に設置してある排ガスの測定装置による監視を行うとともに、放射能、ダイオキシン類、アスベスト等の測定を行うということで、基本的には清掃一組も、板橋清掃工場含めて、大震災後、焼却することによって放射性物質がかなり焼却灰から検出されるのを確認しておりますので、現時点でも同様の測定はやっておりますが、その測定をさらにアスベスト等を加えて行うということでございます。

受入処理についての説明については、こちらに記載のとおり、東京都と23区（板橋区）、及び清掃一組の3者が合同で説明会を開催いたします。詳細は、決定次第、お知らせするものでございます。

以上でございます。

○委員長

次に、議題に入ります。

初めに、議案第65号 東京都板橋区立生活産業融合型工場ビル条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、理事者よりご説明願います。

○産業活性化推進室長

それではご説明いたします。

ご説明のほうは議案説明会資料を中心にご説明いたします。

議案説明会資料の1ページをごらんになってください。

条例の改正概要でございます。

まず、1番目の改正理由です。

平成17年12月策定の板橋区産業振興構想におきまして、新河岸・舟渡地域周辺を、区内に残る貴重なものづくり産業の集積地として「新産業育成ゾーン」と位置づけ、このゾーンの核として産業支援施設の整備が提言されました。また、平成23年10月、北区西が丘にありました東京都立産業技術研究センターが江東区青海に移転したことに伴い、区内企業の高度化を促進する身近な技術支援機能が必要となったところです。

このような背景の中、計測検査機器の開放利用や技術相談等を行う「産業技術支援センター事業」を実施するに当たり、標記工場ビル条例に計測検査機器の開放利用に関する規定を設ける必要がございます。

ここで、2点補足いたしますと、まず、改正理由の第1段落目の産業支援施設の整備が提言という文がございます。こちらにつきましては、この提言を受けまして、(仮称)新産業育成プラザ構想を定めまして、舟渡三丁目の区有地に、企業誘致機能と技術支援機能をあわせ持った施設を民間事業者整備・運営してもらう計画を立て、昨年度、募集いたしました。結果的に該当なしとなり、その後も事業者募集の見通しが立たないため、計画全体の再検討が必要な状況にあります。

それから、2点目としまして、最終段落のところに、「産業技術支援センター事業」という事業名がございます。こちらにつきましては、参考資料の2をごらんになってください。

こちらのほうに、事業の実施についてということで概要を説明してございます。項目としましては、事業実施に至る経緯、それから実施場所、それから事業の持つ機能、それから、計測検査機器の一覧は裏面のとおりです。今後の予定ということで記載がございます。

裏面をごらんになっていただきますと、第1工場ビルになるわけですが、そちらに導入します計測検査機器の一覧が記載されてございます。全15台でございます。どうぞごらんになっていただきたいと思います。

説明会資料のほうに戻ります。

2番目の改正概要でございます。

まず、施設等としまして、第3条に、工場ビルの施設に計測分析等を行うための機械、器具及び装置以下機器等と称しますけれどもを設置する旨、追加いたします。

それから次に、機器等の使用時間としまして第5条の2を追加いたしまして、内容は、機器等の使用時間は午前0時から午後12時までの24時間とする。ただし、機器等を操作するために工場ビルを使用することができる時間、これを開場時間と称しますけれども、は日曜日及び土曜日、祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時までといたします。

ここで24時間と書いてございますけれども、こちらは、すべての機器につきまして24時間というわけではございませんで、先ほどの機器の一覧をごらんになっていただきますと、そちらの表でいきますと、下から3つ目の恒温恒湿槽と、それから下から2つ目の高温恒温器。こちら、長時間、製品や部品、素材等を機械の中に入れて、その耐久性を見る必要がありますので、こちらにつきましては9時から5時の間では検査が終了いたしますので、こちらの2種類につきましては24時間ということになっております。

また、申しわけございません、説明会資料に戻ります。

3つ目の項目としまして、使用手続等としまして、第7条の中に、機器等の使用に係る申請、承認等の手続を規定いたします。また、開場時間及び開場時間外の承認時間について規則で定める旨、規定いたします。

次に、使用料の納付としまして、第10条及び別表に規定を追加してございます。

内容は、機器等の利用の承認を受けた者は、別表に定める額の範囲内で、規則で定める額の使用料を納付しなければならないとしまして、別表5の表に、機器等の使用料としまして、技術指導ありの場合は、1台1時間につき2,500円の範囲内で規則で定める額を、技術指導なしの場合は、1台1時間につき1,400円の範囲内で規則に定める額を納付する旨規定いたしております。

具体的には、先ほどの機器一覧で定める機器ごとに、この条例で定める額の範囲内で、使用料としまして規則で定めることとなります。

次に、上記以外の機器等の設置に係る規定整備としまして、第17条で、機器使用权の譲渡等の禁止について、また、第21条で、使用承認の取り消し等について、また、第24条で、機器等を棄損した場合の損害賠償義務について、それぞれ定めております。

次に、工場施設の削除としまして、別表中、第1工場ビル402号室を産業技術支援センター事業の実施場所として利用するため、別表から削除いたします。

最後に、その他文言整理としまして、これまで、「き」損と平仮名で「き」というふうに表示していたものを漢字に改めるということと、それから、「一」を「いずれか」ということに改めると。文言整理でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終了させていただきます。どうぞご審議のほう、よろしく願いいたします。

○はぎわら洋一

ちょっと確認なんですけども、精密測定器とか耐久性試験、コンクリート破砕器とか環境試験器、これ、全部同じフロアー。約40坪の、137.51平米の部屋に入れるのかどうか。僕、コンサルにいたときは、コンクリートは地下でやって、セグメントの試験のときは4階でやってって、全部、別な場所でやったんだよね。そういうのを同じ部屋に入れちゃっていいのかなと思う。ちょっと確認。

○産業活性化推進室長

この15台につきましては、工場ビルの4階ということで、同じフロアーに設置ということにはなります。ただ、ちゃんと正確に数字がきちっと出るかという問題だと思いますけども、これにつきましては、メーカーの方に設置の際に確認してもらっております。あと、それから、都の産技研センターの研究員の方にも来ていただいて、いろいろアドバイスを受けながらオープンの準備をしておりますので、それについては問題ないというふうに考えております。

○はぎわら洋一

そう。この第1工場ビルがインテリジェントビルのように見えないし、大丈夫なのかな。そっちがちょっと心配だったもんですから。その辺がオーケーであればいいのと、あとは、僕なんかぼっと行って、例えば見学みたいなのは多分できないだろうな。その道の一番最先端のあれが、企業秘密みたいなのがないのかな。そういうことはどうなのか、ちょっと。その先だからわからないよな。

○産業活性化推進室長

まず、正式な施設公開日としましては、参考資料の2のほうにも書いてございますけれども、2月9日、10日で施設公開日ということで見学等をできるように考えておりますし、また、それ以外の機会でも、一度、ご連絡いただければ、できる範囲内で。企業さんによっては、企業秘密に該当する、何か検査をしているところをのぞき込んで見るということは難しいかもしれませんが、支障のない範囲内でその施設全体をごらんになることは可能ですので、お問い合わせいただければというふうに思います。

○はぎわら洋一

もう一回だけ、再確認。本当に同じ場所がいいんだね。大丈夫なんだね。

○産業活性化推進室長

今回設置します15台につきましては、工場ビルの4階ということで、大丈夫でございます。

○委員長

以上で質疑を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

○委員長

次に、議案第66号 東京都板橋区赤塚支所駐車場条例を議題といたします。

本件について、理事者よりご説明願います。

○区民文化部参事

それでは、議案第66号 東京都板橋区赤塚支所駐車場条例についてご説明をいたします。

資料につきましては、議案の5ページでございます。また、説明会資料につきましては、2-1、2-2とございまして、説明のほうは説明会資料のほうで行わせていただきたいと思います。

本条例は、赤塚支所に有料の駐車場を設置する必要があるということから提案するものでございます。

まず、その条文に沿ってご説明をしたいと思います。

まず、第1条でございますが、設置につきましては、来庁者の利便に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図るため、駐車場法の規定に基づく路外駐車場を赤塚支所に設置するということでございます。

第2条に利用時間を定めております。駐車場の利用時間は午前0時から午後12時までとする。24時間ということでございます。

第3条は休止に関する項目でございます。駐車場の補修その他の理由により、特に必要がある場合には、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができるということでございます。

第4条は、駐車できる自動車について規定しております。種別が普通、小型、軽自動車で、全長5.6メートル以下の自動車。これは道路運送車両法に基づく区分でございます。

第5条でございますが、利用の手続に関しましては、板橋区規則で定めるということでございます。

第6条に使用料を定めておりますが、入場から退場までの時間、1時間までごとに600円の範囲内で規則で定めるということございまして、ここの使用料につきましては、他の区の施設、あるいは周辺の、民間の相場等を勘案して、規則で定めていこうというものでございます。

第7条は使用料の徴収でございます。使用料は、駐車場に自動車を駐車する者から、退場の際、徴収する。

第8条につきましては使用料の免除でございます。次の場合に区長は使用料を免除することができるということで、1つ目は、駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない、そういう事態が生じたとき。2つ目は、規則で定める自動車を駐車させるときということでございます。

第9条でございますが、使用料の不還付ということで、既に納めていただいた既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部、または一部を返還することができるという規定でございます。

第10条につきましては駐車日数の制限でございます。使用者は、区長が特に必要があると認めただけを除き、同一の自動車を引き続き5日を超えて駐車してはならないということでございます。

第11条につきましては禁止行為をうたっております。駐車場では次の行為をしてはならないと。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。(2) 駐車場の施設を汚損し又は駐車中の自動車を損傷すること。(3) 駐車場使用の目的以外に使用すること。(4) 番といたしまして、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあること。これらの行為については禁止ということでございます。

第12条に損害賠償について定めておりまして、使用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の施設その他の物品を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないということでございます。

第13条は委任でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるということでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、平成24年1月1日から施行するという条例でございます。

2-2をごらんいただきたいと思います。駐車場の平面図でございます。ここは既存の赤塚図書館の1階の天井と言うんですかね、部分を駐車場として利用するものでございまして、松月院通りから左折で入って、また左折で抜けるというのが基本的な姿でございます。

駐車台数につきましては、図示のとおりでございます。

非常に簡単でございますが、説明は以上でございます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

これより表決を行います。

議案第66号 東京都板橋区赤塚支所駐車場条例についてを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)